

令和7年度 第1回 島根県道路メンテナンス会議

日時：令和7年10月28日（火）

13:30～15:30

場所：松江国道事務所3階大会議室

※WEB会議併用

議事次第

○ 開会

○ 挨拶

○ 議事

資料ページ

1. 規約改正

P. 1

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール

P. 5

3. 自治体支援の取組

P. 6

4. 令和6年度点検の結果

P. 9

5. 連絡調整

P. 22

○ 閉会

令和7年度 第1回 島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿

令和7年10月28日

会議の役職	委員等の所属及び役職			代理出席	出席者役職	出席者名	参加形式	備考
	機関名	所属部署	役職					
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所	所長			三浦 倫秀	対面	
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所	所長	代理	副所長	庄司 彰	WEB	
			–	–	道路管理課 課長	高津 則義	WEB	随行
			–	–	道路管理課 専門調査官	村上 恵勝	WEB	随行
			–	–	道路管理課 維持修繕係長	守川 佑奈	WEB	随行
		三次河川国道事務所	所長	代理	道路管理課 課長	西條 健一	WEB	
副会長	島根県土木部	道路維持課	課長			勝部 貴弘	対面	
副会長	西日本高速道路(株)中国支社	松江高速道路事務所	所長			瀬戸口 雄二	対面	
		千代田高速道路事務所	所長			前原 直樹	対面	
		山口高速道路事務所	–	–	統括課 課長	安野 克彦	対面	随行
			–	代理	統括課 課長	城戸 靖彦	WEB	
委員	松江市	都市整備部	部長	代理	建設総務課 主幹・係長	岩見 辰也	対面	
			–	–	建設総務課 副主任	近藤 広和	対面	随行
	浜田市	都市建設部	部長	代理	維持管理課・維持係長	中田 央嘉	WEB	
			–	–	維持管理課・専門技術員	藤下 賢二	WEB	随行
	出雲市	都市建設部	部長	代理	道路建設課 係長	山本 勝	WEB	
			–	–	道路建設課 主任技師	藤江 宏行	WEB	随行
			–	–	道路建設課 技師	今岡 風花	WEB	随行
	益田市	建設部	部長	代理	土木課・維持係長	羽柴 恵	WEB	
			–	–	土木課・長寿命化係長	長谷川 秀人	WEB	随行
			–	–	土木課・主任技師	大畠 雄也	WEB	随行
			–	–	土木課・技師	増野 耕大	WEB	随行
			–	–	土木課・技師	柳井 健登	WEB	随行
	大田市	建設部	部長	代理	土木課・係長	松井 悟志	WEB	
			–	–	土木課・技師	藤原 望来	WEB	随行
	安来市	建設部	部長	代理	土木建設課・課長	加藤 健一	WEB	
			–	–	土木建設課・主幹	加藤 博孝	WEB	随行
			–	–	土木建設課・主任	越野 亘	WEB	随行
	江津市	建設部門	参事	代理	土木建設課 係長	平松 健一	WEB	
			–	–	土木建設課 技師	村上 穂香	WEB	随行
	雲南市	建設部	部長	代理	建設工務課・副主任幹	今岡 亮	対面	
			–	–	建設総務課・技師	石飛 瑞輝	対面	随行
(公財)島根県建設技術センター	奥出雲町	建設課	課長			平田 昭憲	WEB	
	飯南町	建設課	課長	代理	主事	景山 慎也	WEB	
	川本町	地域整備課	課長	代理	課長補佐	石橋 健一	WEB	
	美郷町	建設課	課長			三上 智央	WEB	
	邑南町	建設課	課長			小笠原 清	WEB	
	津和野町	建設課	課長			安村 義夫	WEB	
			–	–	建設課・係長	岸田 浩明	WEB	随行
	吉賀町	建設水道課	課長			河野 喜代志	WEB	
	海士町	環境整備課	課長			渡辺 祐一郎	WEB	
	西ノ島町	環境整備課	課長			山崎 英明	対面	
	知夫村	地域創生課	課長	代理	係長	口村 将太	WEB	
	隠岐の島町	建設課	課長			岸本 則和	WEB	
			–	–	係長	藤川 輝貴	WEB	随行
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所	所長	代理	維持管理技術課 課長	三浦 道人	WEB	
		中国道路メンテナンスセンター	センター長			鈴木 晃	WEB	
			–	–	技術課 課長	山本 真平	対面	随行
			–	–	保全対策官	弘中 雅志	対面	随行
	(公財)島根県建設技術センター	理事長				井田 悅男	WEB	
オバサバ-	国土交通省中国地方整備局	道路部	地域道路調整官			錦織 直紀	対面	
			道路保全企画官			佐々田 敬久	対面	
事務局	国土交通省中国地方整備局	企画部			広域計画課 課長	清家 貴之	対面	
		道路部 地域道路課			課長	尾畠 哲格	WEB	
					課長補佐	福島 琢二	WEB	
					事業係長	岩政 孝之	対面	
	道路部				道路構造保全局	山本 順也	対面	
	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所			道路構造保全局	板谷 行順	対面	
事務局	島根県土木部	道路維持課			副所長	大下 孝志	対面	
					管理第二課 課長	山本 実	対面	
					保全対策官	森山 剛義	対面	
	西日本高速道路(株)中国支社	松江高速道路事務所			課長補佐	中村 裕大	対面	
					道路維持第一係 主任	小林 由加里	対面	
					統括課長	中原 光一	対面	

令和7年度 第1回 島根県道路メンテナンス会議 出席者配席表

(敬称略)

PC・会場用カメラ

スクリーン



マイク・スピーカー

国交省中国地方整備局
松江国道事務所
管理第二課長
山本 実

国交省中国地方整備局
松江国道事務所
保全対策官
森山 剛義

国交省中国地方整備局
松江国道事務所 副所長
大下 孝志

西日本高速道路（株）
中国支社
松江高速道路事務所
統括課長
中原 光一

島根県 土木部
道路維持課
課長補佐
中村 裕大

島根県 土木部
道路維持課
道路維持第一係 主任
小林 由加里

国交省中国地方整備局
道路部 道路構造保全官
板谷 行順

国交省中国地方整備局
道路部 道路構造保全官
佐々田 敬久

オブザーバー

国交省中国地方整備局
道路部 地域道路調整官
錦織 直紀

西ノ島町
環境整備課長
山崎 英明

国交省中国地方整備局
中国道路メンテナンスセンター
保全対策官
弘中 雅志

国交省中国地方整備局
中国道路メンテナンスセンター
技術課長
山本 真平

国交省中国地方整備局
道路部 地域道路課
事業係長
岩政 孝之

国交省中国地方整備局
企画部 広域計画長
清家 貴之

西日本高速道路（株）
中国支社
千代田高速道路事務所
統括課長
安野 克彦

雲南市 建設部
建設工務課 副主幹
(建設部長代理)
今岡 亮

松江市 都市整備部
建設総務課 主幹・係長
(都市整備部長代理)
岩見 辰也

雲南市 建設部
建設総務課 技師
石飛 瑞輝

松江市 都市整備部
建設総務課 副主任
近藤 広和

前原 直樹	瀬戸 口 雄二	三浦 倫秀	勝部 貴弘
千代田 高速道路 事務所長	西日本高速道路 (株) 中国支社 松江高速道路事務所長	国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所長	島根県 土木部 道路維持課長

島根県道路メンテナンス会議規約(案)

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

- 2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。

三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、**島根県土木部技術管理課長寿命化推進室**及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

平成28年 7月 5日 別表1及び別表2改正

平成29年 8月 25日 別表1及び別表2改正

平成30年 3月 20日 別表1及び別表2改正

平成30年 9月 7日 別表2改正

令和 元年 9月 5日 別表2改正

令和 2年 9月 4日 別表1及び別表2改正

令和 4年 9月 8日 別表1及び別表2改正

令和 5年 9月 13日 別表2改正

令和 6年 9月 11日 別表2改正

令和 7年10月28日 **一部条文(第7条)の改正、別表1及び別表2改正**

別表1

島根県道路メンテナンス会議 名簿

※赤字が修正箇所

R7.10.28

所 属		
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長
	松江市	都市整備部長
	浜田市	都市建設部長
	出雲市	都市建設部長
	益田市	建設部長
	大田市	建設部長
	安来市	建設部長
	江津市	建設部門参事
	雲南市	建設部長
	奥出雲町	建設課長
	飯南町	建設課長
	川本町	地域整備課長
	美郷町	建設課長
	邑南町	建設課長
	津和野町	建設課長
	吉賀町	建設水道課長
	海士町	環境整備課長
	西ノ島町	環境整備課長
	知夫村	地域創生課長
	隠岐の島町	建設課長
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	センター長
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

R7.10.28

※赤字が修正箇所

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局松江国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所	副所長
副幹事長	島根県土木部道路維持課	課長補佐(道路維持)
	島根県土木部道路維持課	課長補佐(市町村道)
副幹事長	西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所	統括課長
	西日本高速道路株式会社中国支社千代田高速道路事務所	統括課長
	島根県松江県土整備事務所	維持課長
	島根県出雲県土整備事務所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所	維持課長
	島根県県央県土整備事務所	維持課長
	島根県浜田県土整備事務所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所	維持課長
	島根県隱岐支庁県土整備局	維持課長
	島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所	維持課長
	島根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所	維持管理課長
	島根県県央県土整備事務所大田事業所	維持課長
	島根県益田県土整備事務所津和野土木事業所	維持課長
	島根県隱岐支庁県土整備局島前事業部	工務第一課長
	松江市都市整備部建設総務課	建設総務課長
	浜田市都市建設部維持管理課	維持管理課長
	出雲市都市建設部道路建設課	道路建設課長
	益田市建設部土木課	土木課長
	大田市建設部土木課	土木課長
	安来市建設部土木建設課	土木建設課長
	江津市土木建設課	土木建設課長
	雲南市建設部建設工務課	建設工務課長
	奥出雲町建設課	課長補佐
	美郷町建設課	課長補佐
	隱岐の島町建設課	係長
	飯南町建設課	課長補佐
	吉賀町建設水道課	課長補佐
	津和野町建設課	課長補佐
	知夫村地域創生課	係長
	海士町環境整備課	係長
	西ノ島町環境整備課	係長
	川本町地域整備課	課長補佐
	邑南町建設課	課長補佐
	公益財団法人島根県建設技術センター	業務部長
	国土交通省中国地方整備局中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局中国道路メンテナンスセンター	技術課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第二課	
	島根県土木部 道路維持課	
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室	
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課	

島根県道路メンテナンス会議 年間スケジュール

【令和7年度】

4月30日 第1回地下占用物連絡会議

8月8日 第2回地下占用物連絡会議

8月下旬

メンテナンス年報の公表

10月28日 第1回 道路メンテナンス会議

- ・令和6年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和7年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整など

（同時開催）

跨道橋連絡会議

（同時開催）

道路鉄道連絡会議

11月11日他

橋梁補修セミナー 等

・令和7年度点検実施結果（見込み）

2月頃

第2回 道路メンテナンス会議

- ・点検支援技術現地見学（可能であれば）
- ・令和7年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和8年度の点検計画
- ・令和7年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直轄診断箇所の推薦など



自治体支援の取り組み

■R6年度の実績

	日時	開催場所	主催	参加人数
公共土木施設長寿命化研修	R6.6.18 R6.6.19	島根県庁	島根県	31名 (県21名、市町村10名)
定期点検要領の改訂に伴う現地講習会	R6.8.2(松江) R6.8.9(浜田)	松江市内 浜田市内	島根県道路メンテナンス会議事務局	49名 (県10名、市町村39名)
橋梁点検実務研修	R6.8.26	島根県庁	島根県	22名 (県10名、市町村12名)
コンポジット舗装の施工見学会	R6.9.19	E54(尾道松江線) 三次市内	島根県道路メンテナンス会議事務局 (三次河川国道)	
VRを活用した橋梁点検講習会	R6.9.24	松江国道事務所	中国道路メンテナンスセンター	17名 (国6名、県6名、市町村5名)
橋梁管理実務者講習会	R6.5～R6.9	WEB講習会	中国道路メンテナンスセンター	
橋梁直営点検定期講習会	R6.8～ R6.10 (全8回)	各県土整備事務所	島根県	139名 (県90名、市町村49名)
点検支援技術活用見学会	R6.11.14	江津市内	島根県道路メンテナンス会議事務局 (松江国道)	19名 (国2名、県4名、市町村13名)

■R7年度の予定

	日時	開催場所	主催	参加人数
公共土木施設長寿命化研修	R7.6.10 R7.6.11	島根県庁	島根県	19名 (県9名、市町村10名)
橋梁点検実務研修	R7.6.13	島根県庁	島根県	18名 (県6名、市町村12名)
VRを活用した橋梁点検講習会	R7.7.31	浜田河川国道事務所	中国道路メンテナンスセンター	11名 (国5名、県市町村6名)
定期点検要領の改定に伴う現地講習会	R7.8.1	益田市内	中国道路メンテナンスセンター	33名 (県5名、市町村28名)
橋梁直営点検定期講習会	R7.8～ R7.10 (全8回)	各県土整備事務所	島根県	80名 (県62名、市町村18名) (R7.10.14時点)
橋梁補修セミナー	R7.11.11	松江国道事務所	島根県道路メンテナンス会議事務局	36名 国17名、市町村19名 (R7.10.16時点)

■VRを活用した橋梁点検講習会

日時:令和6年9月24日(火) 13:30~16:30

場所:松江国道事務所 大会議室



■橋梁点検における点検支援技術活用見学会

日時:令和6年11月14日(木) 14:00~16:00

場所:国道9号 江川橋 高架下(島根県江津市渡津町)



自治体支援の取り組み

(令和7年度の予定)

持続可能な維持管理へ

小規模橋梁の点検ガイドライン「基本定期点検」

小規模橋梁に特化した点検基準「基本定期点検」

基本定期点検は、「小規模(15m以下)」かつ「健全(前回の点検で健全性！判定)」の橋梁を対象に「健全性！か否か」を判断するための点検のガイドライン。

点検では、小規模橋梁の見るべきポイントを言語化したチェックシートを活用（道路橋定期点検要領（技術的助言）令和6年の改定にも対応済み）。成果物に77条調査結果があるため法定点検として活用可能。

基本定期点検のガイドラインは、2024年度、大阪大学主催の「地方自治体の小規模橋梁向け定期点検基準評議委員会」で有識者に安全性、妥当性を評価頂きました。ガイドライン、チェックシートなどは、大阪大学のHPで公開しています。

基本定期点検活用のメリット

点検コスト縮減

基本定期点検のガイドラインでは、点検の成果物を「チェックシート」と「技術的助言に示された様式1-3」と設定。損傷箇所などを不要としたため、点検コスト、調書作成のコストなどが縮減。大阪府市町村での実証の結果、約30%のコスト減を実現できる見込み。

点検の扱い手拡大

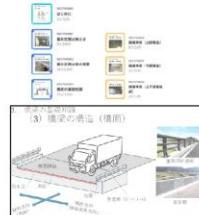
小規模橋梁の見るべきポイントを言語化したチェックシートがあることで、市町村職員や地域の土木関係者などによる点検体制の実現します。2025年、関西で市町村職員向けの研修・地域の土木事業者向けの研修会などを実施しながら、扱い手拡大に向けた実証を実施しています。

コクリエが提供する「基本定期点検」サポートツール

点検システム



e-learning



点検解説動画



株式会社コクリエは、大阪大学「住民と育む未来型知的インフラ創造部門（FICCT）」発のスタートアップです。基本定期点検を活用するため、各種ツールをご提供しています。

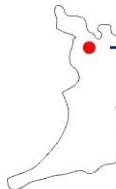
【開発進捗】

点検システム：RC橋チェックシート対応済み。今年度ボックスカルバートのチェックシート対応を開発中。
e-Learning、点検解説動画：開発済み。

持続可能な維持管理へ

「基本定期点検」実績

「基本定期点検」実績



大阪府豊能町 2025年法定点検として活用



管理橋梁70橋のうち、基本定期点検の対象となる可能性がある橋梁は約50橋。

2022年度から基本定期点検を用いた点検の実証を進めており、2025年度は、法定点検として活用。

市町村向けの勉強会(2025年6月開催済、10月第二回目開催予定)

2025年6月18日（水）大阪府豊能町様にフィールド提供頂き、市町村職員様向けの小規模橋梁点検体験会を実施しました。

小規模橋梁に特化した「基本定期点検」手法について、自治体職員の皆様に理解を深めていただくことを目的としています。実際の橋梁点検作業を体験していただくことで、点検のポイントや留意事項を実践的に学び、今後の橋梁維持管理や行政施策の検討に役立てていただきたいという思いから第一回開催の運びとなりました。



参加者の声

【参加者】茨木市、高槻市、吹田市、池田市、藤井寺市、大阪市、西宮市

橋梁の劣化要因について、またひび割れの原因について体系的に学ぶことができ、大変良かったです。

見るべきポイントを教えていただき、今後点検時に役立つ情報を得ることができた。質問にも的確に回答していただけた。

現地で専門家の方から意見が聞けて、「こういう視点で点検するのか」と勉強になった。

現地でチェックシートを用いて実際にどう判断しているか確認できることは有意義でした。

点検の手順、見るべきポイントが良く理解できた。点検項目が記載されており、Good！

参加者
14名

地域事業者向けの点検研修会【扱い手拡大に向けた実証】

2025年7月18日（水）橋梁点検の実務経験が無い方が、基本定期点検を実務レベルで遂行するために必要な教育施策、点検業務の受託体制を見出すことを目的とした実証試験を実施しました。

【参加事業者】測量会社・調査会社・外構工事・工務店など

実証結果を基に、研修コンテンツのブラッシュアップを進めています。

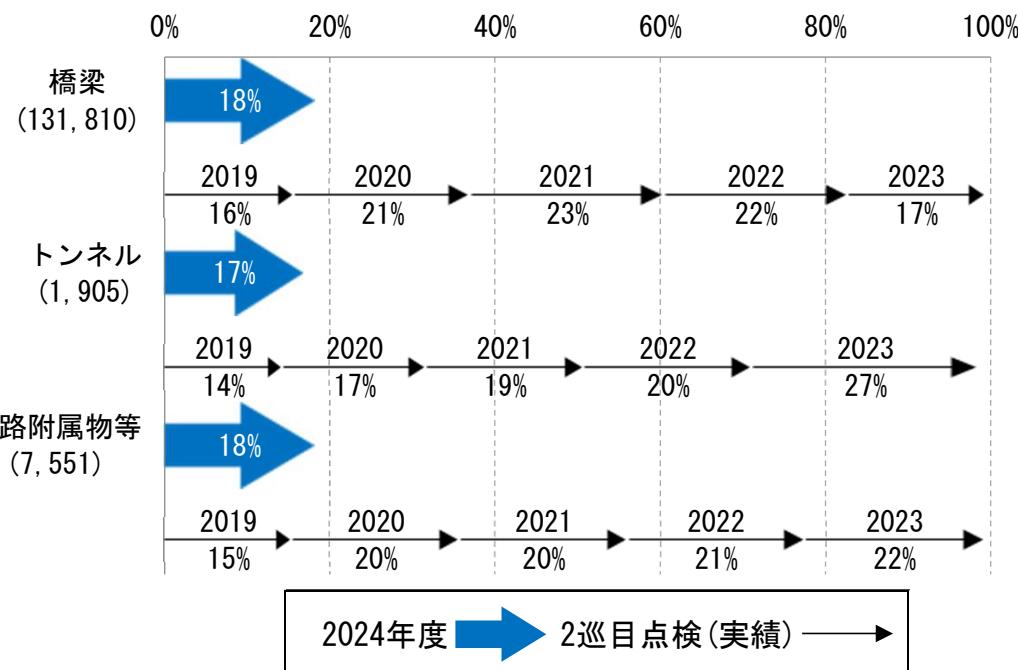


橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)

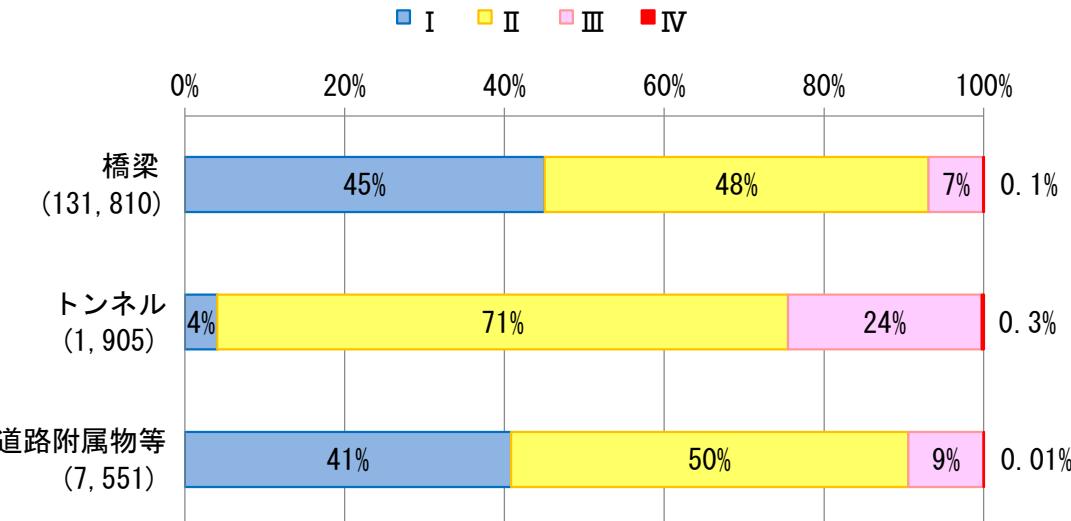
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等※ :18%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:7%、トンネル:24%、道路附属物等:9%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目(2024年度)の点検実施状況



3巡目(2024年度)の点検結果



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

判定区分III

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」



国管理 床版鉄筋露出
※床版:橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

判定区分IV

緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



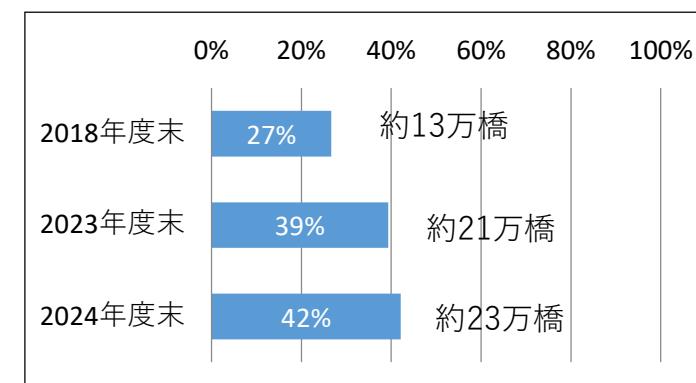
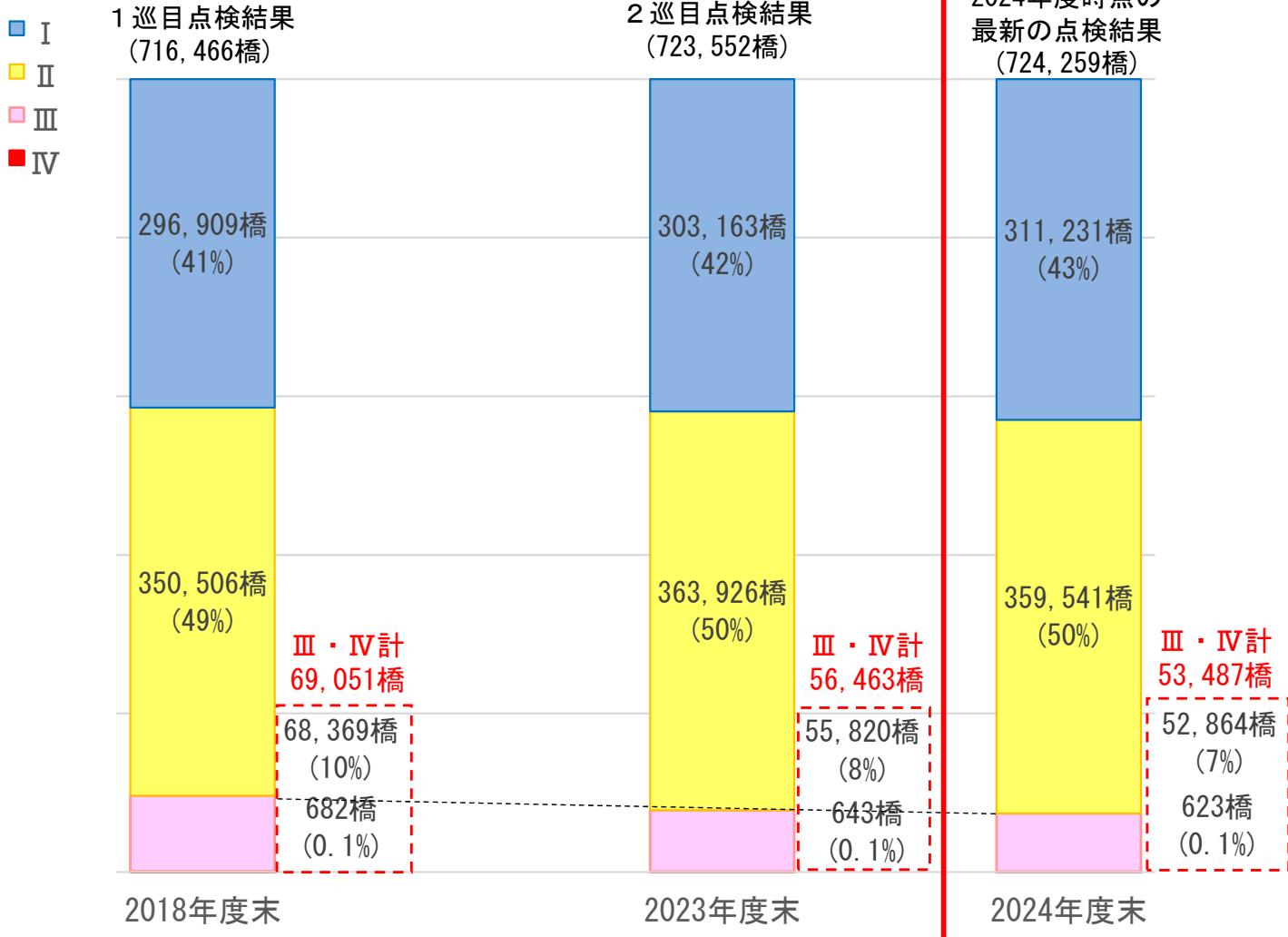
地方自治体管理 床版鉄筋露出



地方自治体管理 橋脚洗掘

2024年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I : 43%、II : 50%、III : 7%、IV : 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は53,487橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分III・IVの橋梁数は着実に減少している。

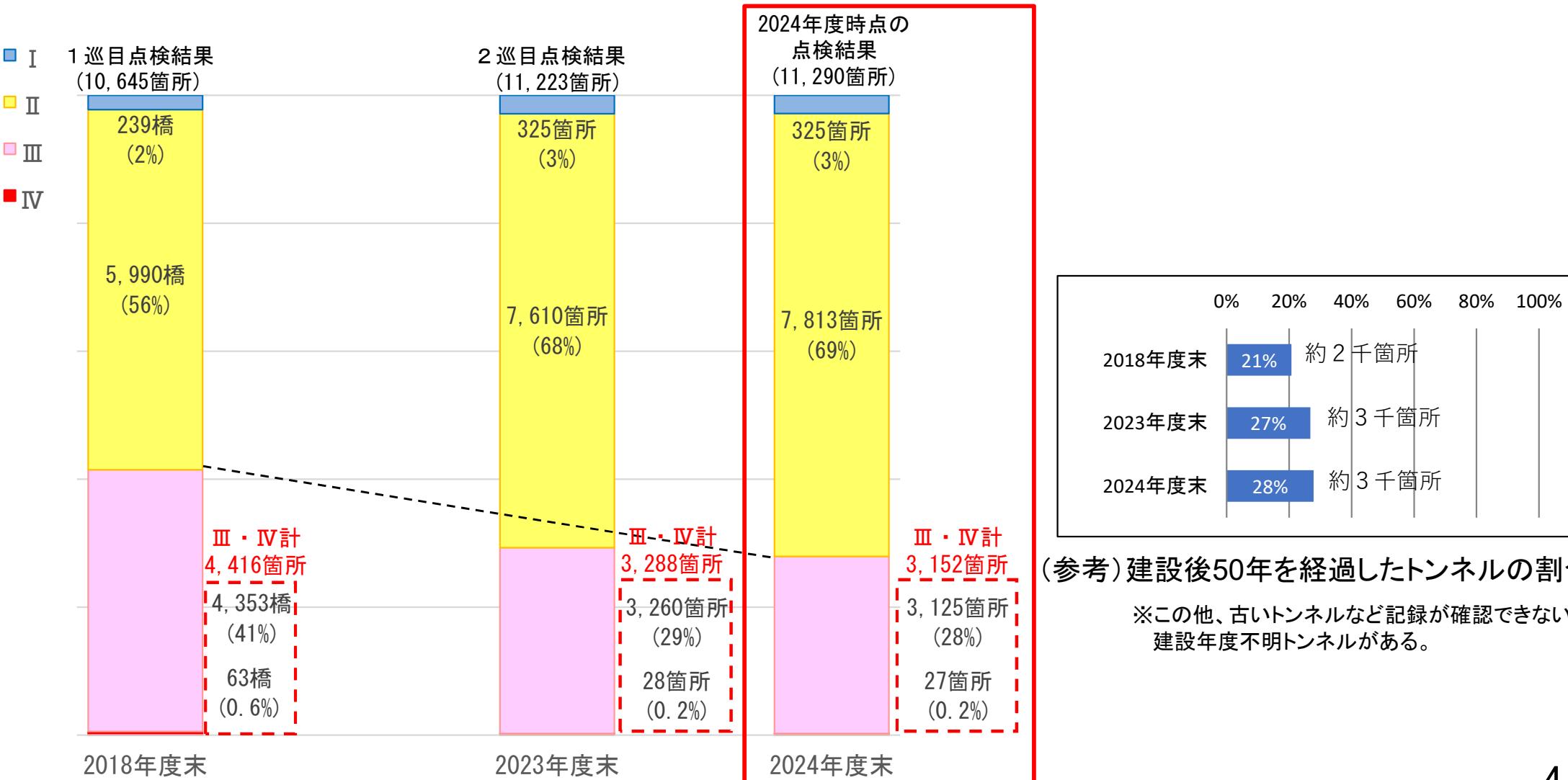


(参考)建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

2024年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I :3%、II :69%、III :28%、IV :0.2%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVのトンネルは3,152箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分III・IVのトンネルは着実に減少している。



- 2024年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁およびトンネルの修繕等措置実施状況は以下の通り。

<橋梁>

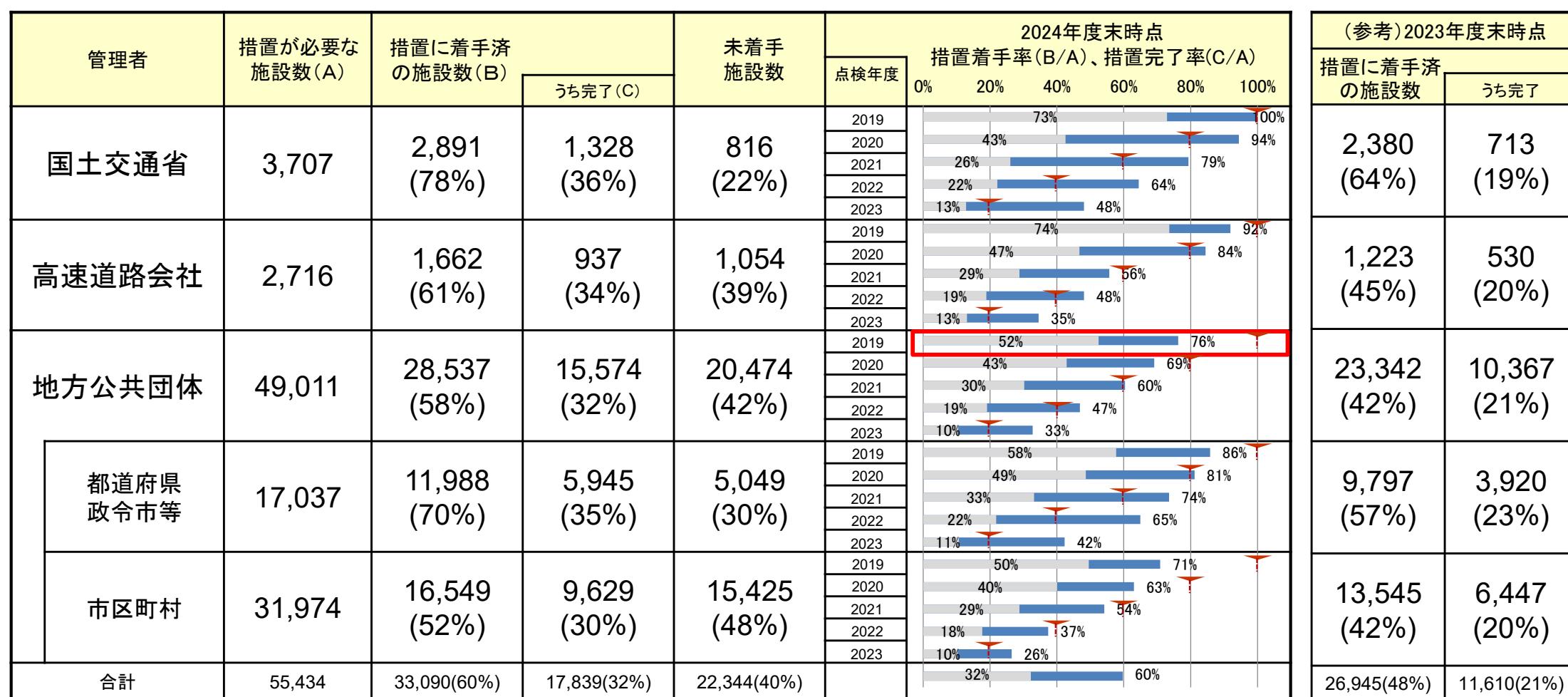
管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	3,636	2,200 (61%)	754 (21%)	1,436 (39%)
高速道路会社	2,720	1,245 (46%)	571 (21%)	1,475 (54%)
地方公共団体	47,131	22,343 (47%)	10,604 (22%)	24,788 (53%)
都道府県政令市等	16,608	9,563 (58%)	4,044 (24%)	7,045 (42%)
市区町村	30,523	12,780 (42%)	6,560 (21%)	17,743 (58%)
合計	53,487	25,788(48%)	11,929(22%)	27,699(52%)

<トンネル>

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	410	241 (59%)	86 (21%)	169 (41%)
高速道路会社	416	186 (45%)	120 (29%)	230 (55%)
地方公共団体	2,326	1,368 (59%)	779 (33%)	958 (41%)
都道府県政令市等	1,729	1,132 (65%)	666 (39%)	597 (35%)
市区町村	597	236 (40%)	113 (19%)	361 (60%)
合計	3,152	1,795(57%)	985(31%)	1,357(43%)

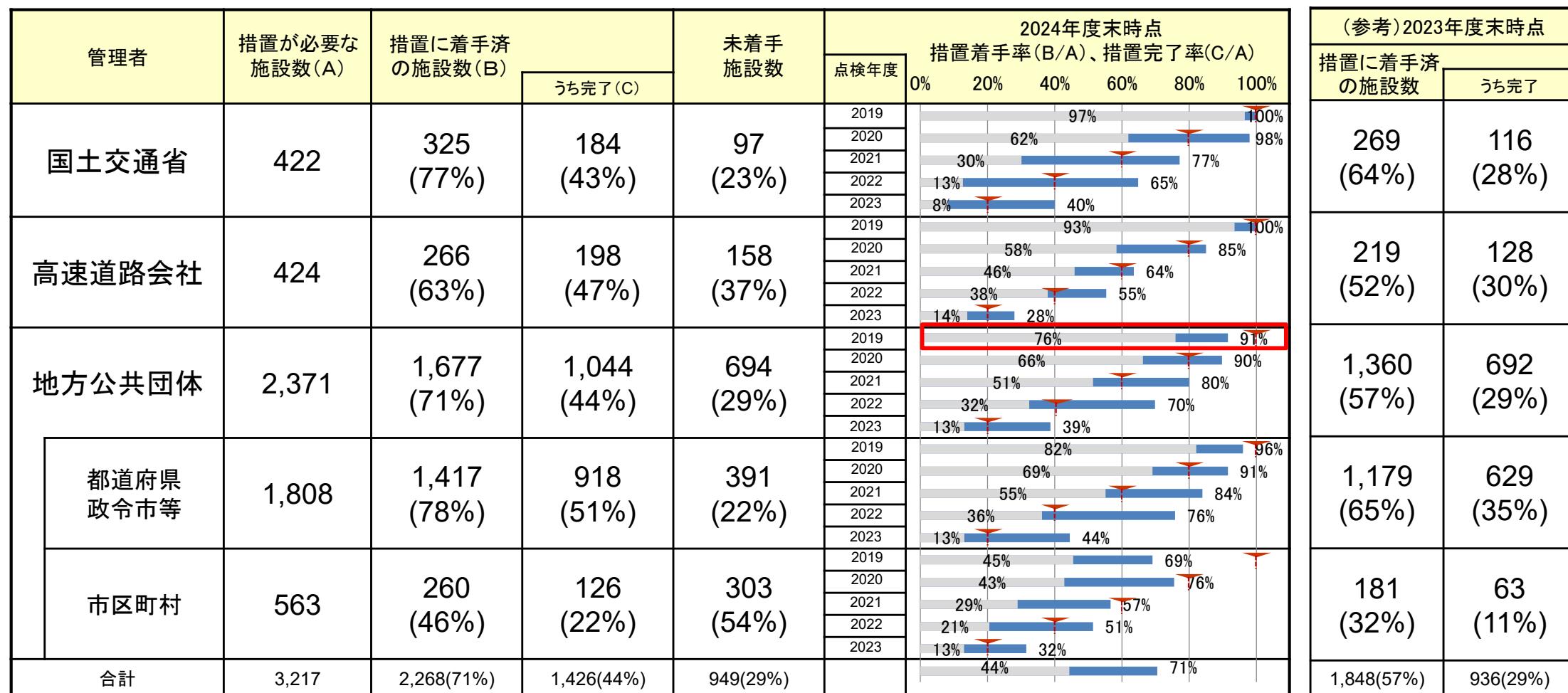
2巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:78%、高速道路会社:61%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:36%、高速道路会社:34%、地方公共団体:32%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。



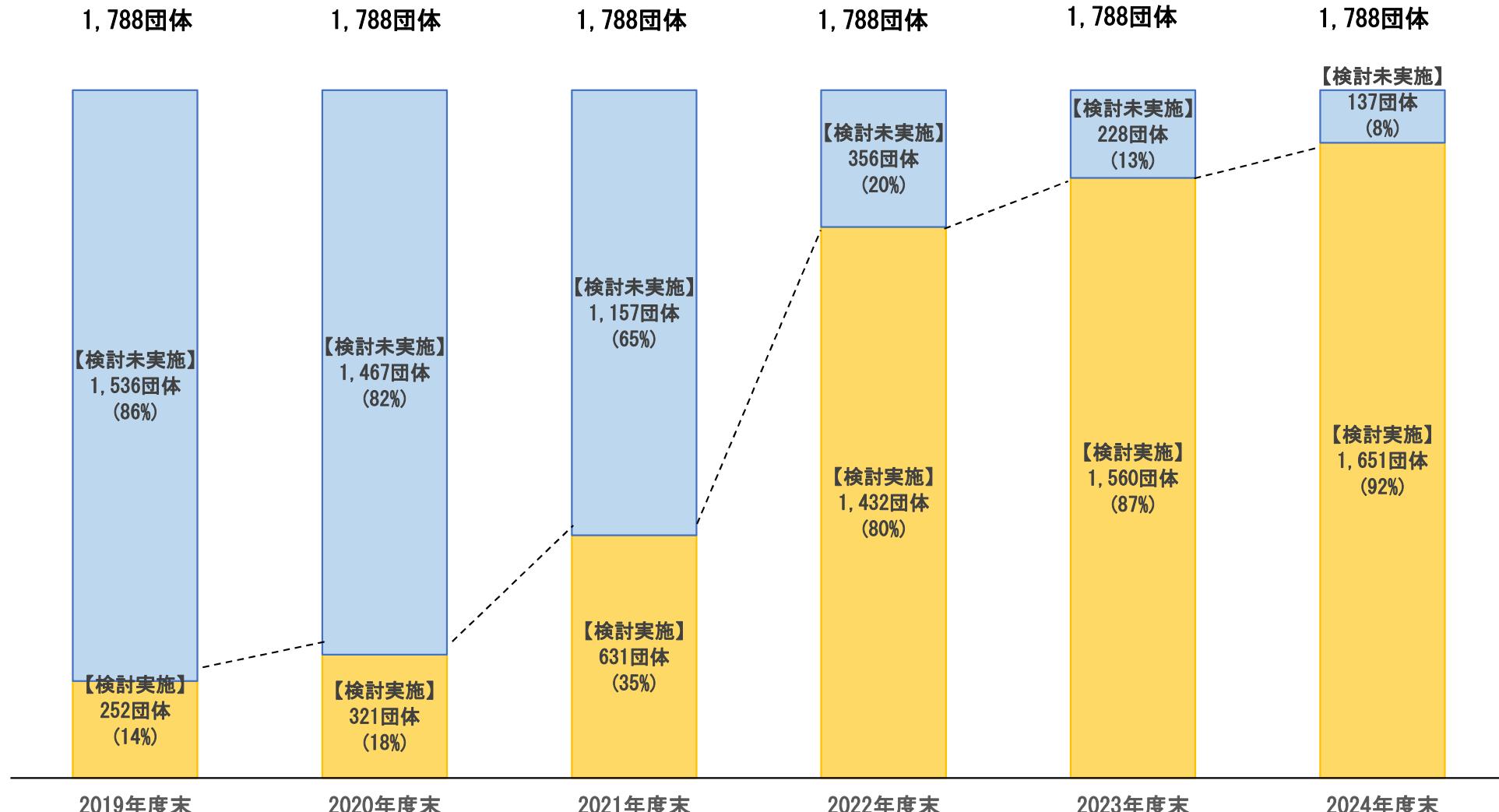
2巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:77%、高速道路会社:63%、地方公共団体:71%、完了した割合は、国土交通省:43%、高速道路会社:47%、地方公共団体:44%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。



地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の検討状況

- 市区地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2019年度末より毎年着実に増加しており、2024年度末時点では92%となっている。
- また、地方公共団体の取組の一助になるよう、道路橋等の集約・撤去の事例集を公開している。



路面下空洞調査の実施状況(2024年度・国土交通省)

- 直轄国道における2024年度の路面下空洞調査の調査延長は3,079km(調査対象延長の約15%)
- 調査の結果、路面下空洞が4,739箇所確認され、そのうち路面陥没の可能性が高いと考えられる区分Aが119箇所(2%)
- 区分Aの119箇所については、全ての箇所で修繕等に着手済み

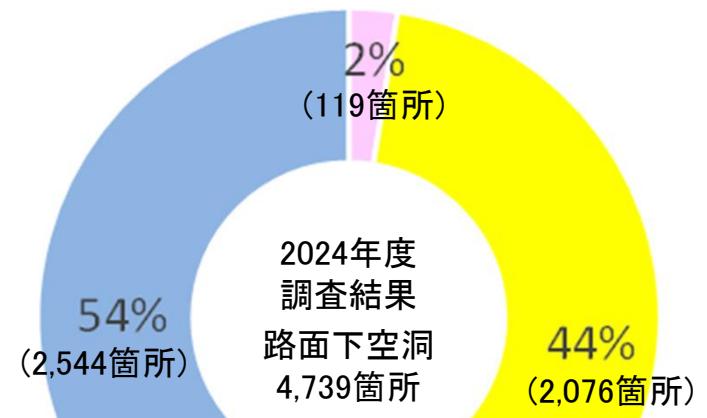
■路面下空洞調査の調査結果

道路管理者	調査対象延長 (道路延長)	調査延長 (道路延長)	空洞確認箇所	路面陥没の可能性		
				A(高い)	B(中程度)	C(低い)
国土交通省	20,810km	3,079km	4,739箇所	119箇所 (119)※	2,076箇所 (207)※	2,544箇所 (25)※

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.3末時点

■路面陥没の可能性判定区分の割合



■修繕等の優先度が高い箇所の修繕実施状況

路面陥没の可能性	修繕等の優先度が高い箇所※	修繕等に着手済み箇所	うち完了
A(高い)	119箇所	119箇所(100%)	118箇所(99%)
B(中程度)	207箇所	61箇所(29%)	45箇所(22%)
C(低い)	25箇所	19箇所(76%)	11箇所(44%)

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.8.25時点

- A:陥没の可能性が高い空洞
- B:陥没の可能性が中程度の空洞
- C:陥没の可能性が低い空洞

地下占用物の調査・修繕状況(2024年度)

- 占用物の健全性などの確認は、関係法令や施設特性等に応じた管理者毎の考え方に基づき実施
- 新たに設置した「地下占用物連絡会議」の場などを通じて、占用事業者が実施した調査結果を道路管理者と共有

■主な地下占用物の調査・修繕状況

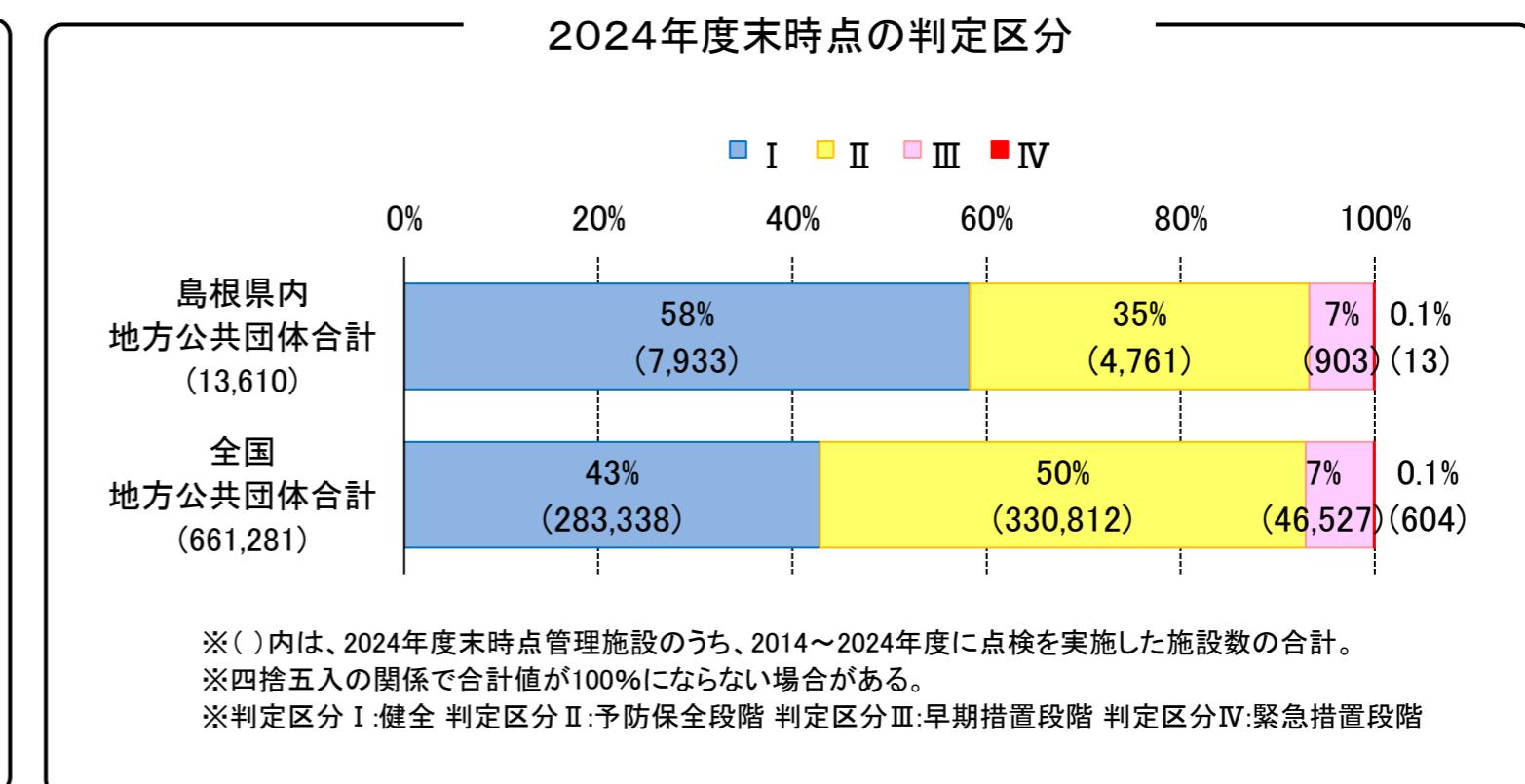
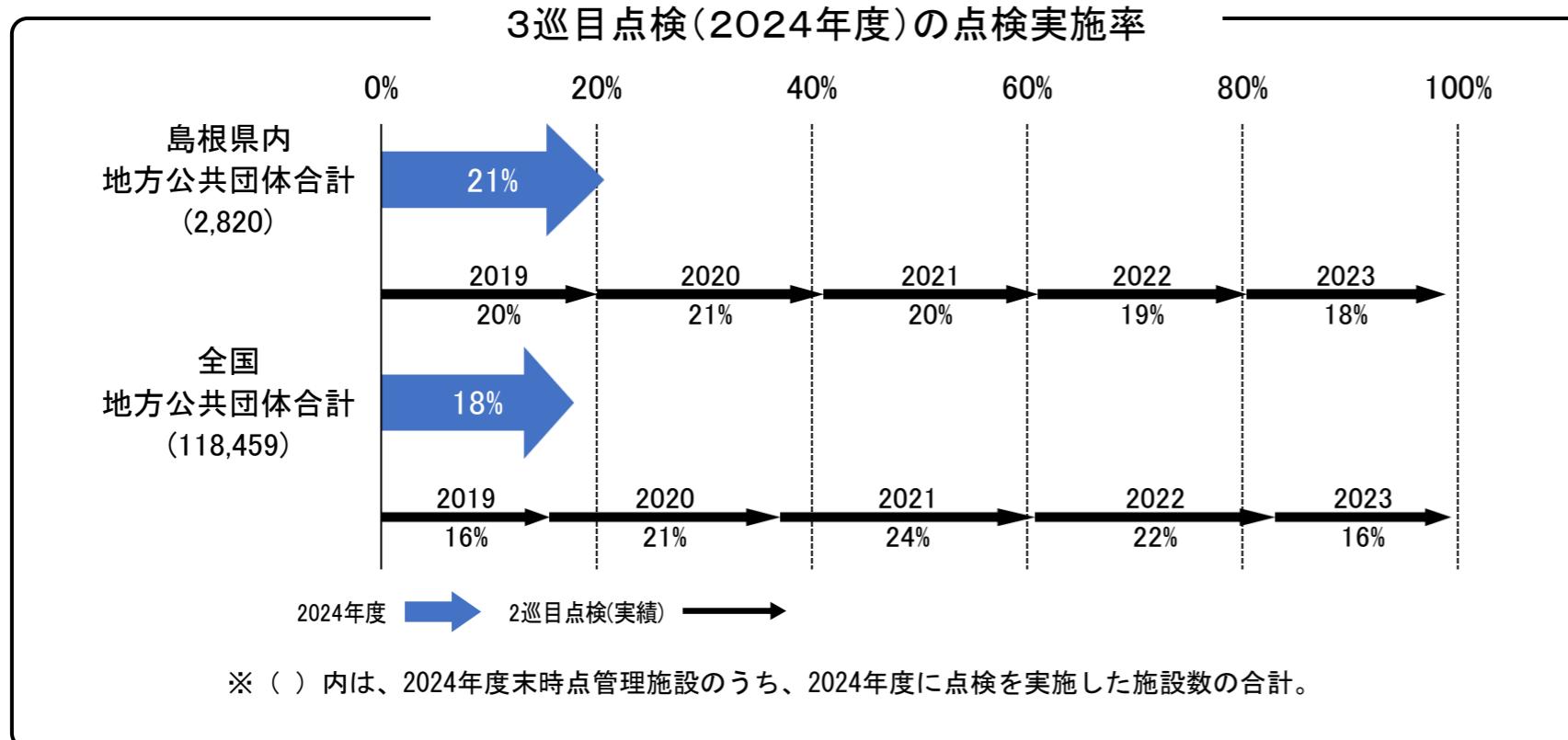
占用物	対象施設		調査・修繕状況		
			調査数	不具合箇所	措置済箇所
電力	洞道	3,903区間	745区間	—	—
	マンホール	114,619箇所	18,700箇所	224箇所	7箇所
通信	洞道	618km	239km	—	—
	マンホール	790,450箇所	78,748箇所	81箇所	8箇所
ガス	管路	258,382km	54,737km	2,928箇所	2,815箇所
水道	管路	約79万km ^{※1}	約35万km	14,113箇所	12,521箇所
下水道	管路	約50万km	約2.5万km	86km ^{※2}	17km ^{※3}

※1 水道統計及び簡易水道統計の延長計

※2 緊急度Iと判定された延長

※3 措置未了の箇所については、速やかな措置の実施を要請中

島根県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

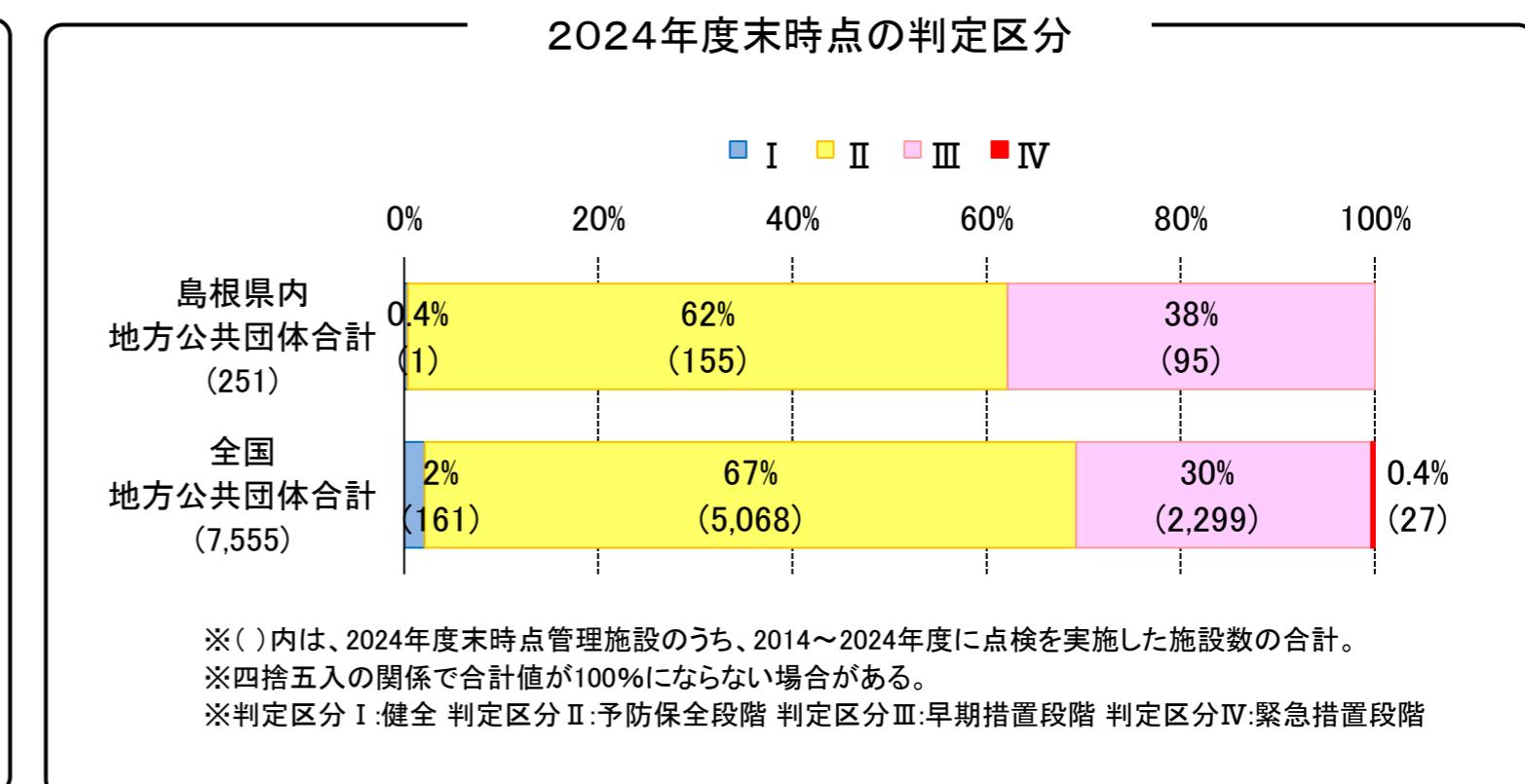
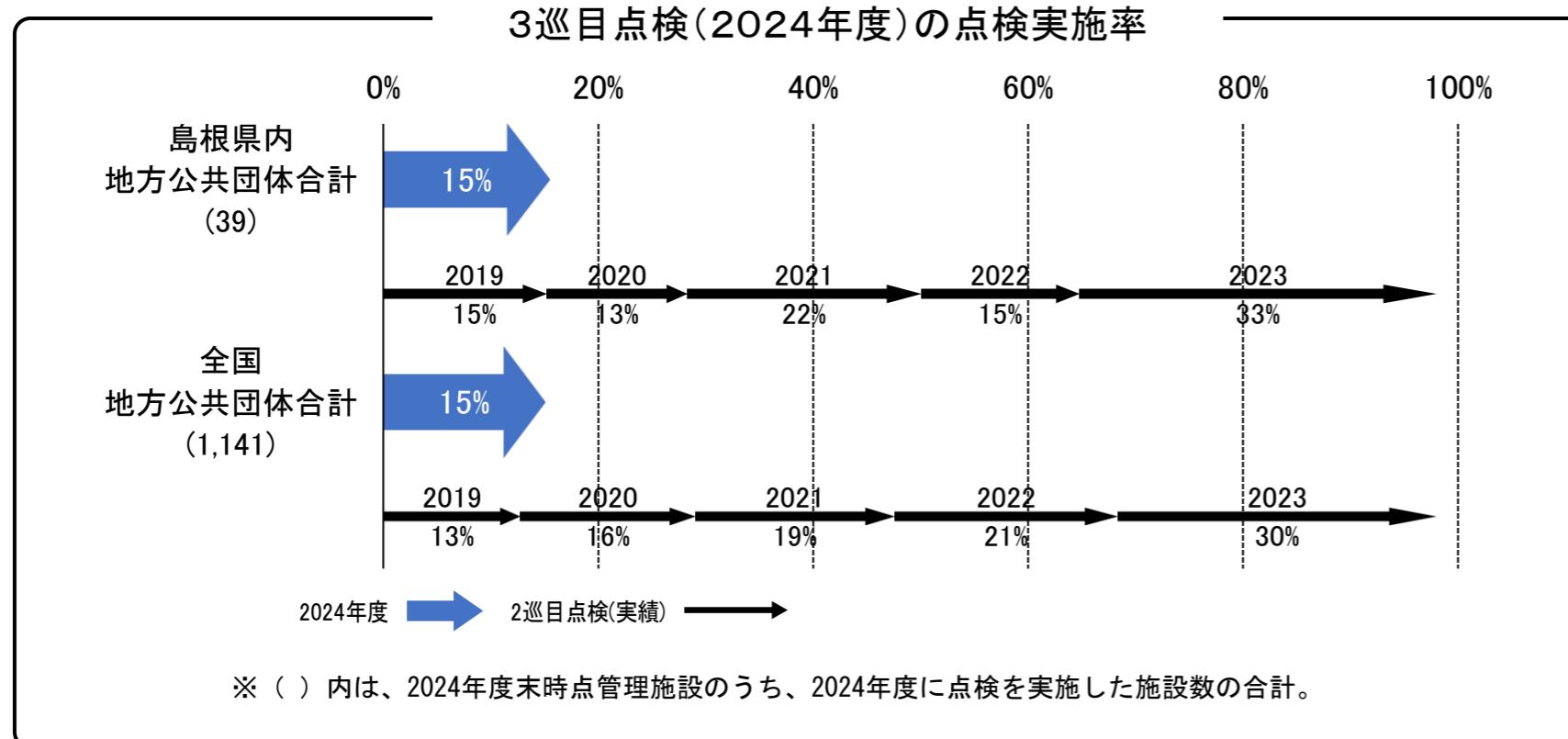
道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
島根県内 地方公共団体 合計	907	469 (52%)	111	306 (34%)	103
全国 地方公共団体 合計	49,011	28,537 (58%)	5,651	15,574 (32%)	5,387

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
184	38 (21%)	38	8 (4%)	8
7,852	1,107 (14%)	1,107	141 (2%)	141

島根県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	
				昨年度からの完了済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)
島根県内地方公共団体合計	102	88 (86%)	12	62 (61%)	26
全国地方公共団体合計	2,371	1,677 (71%)	325	1,044 (44%)	361

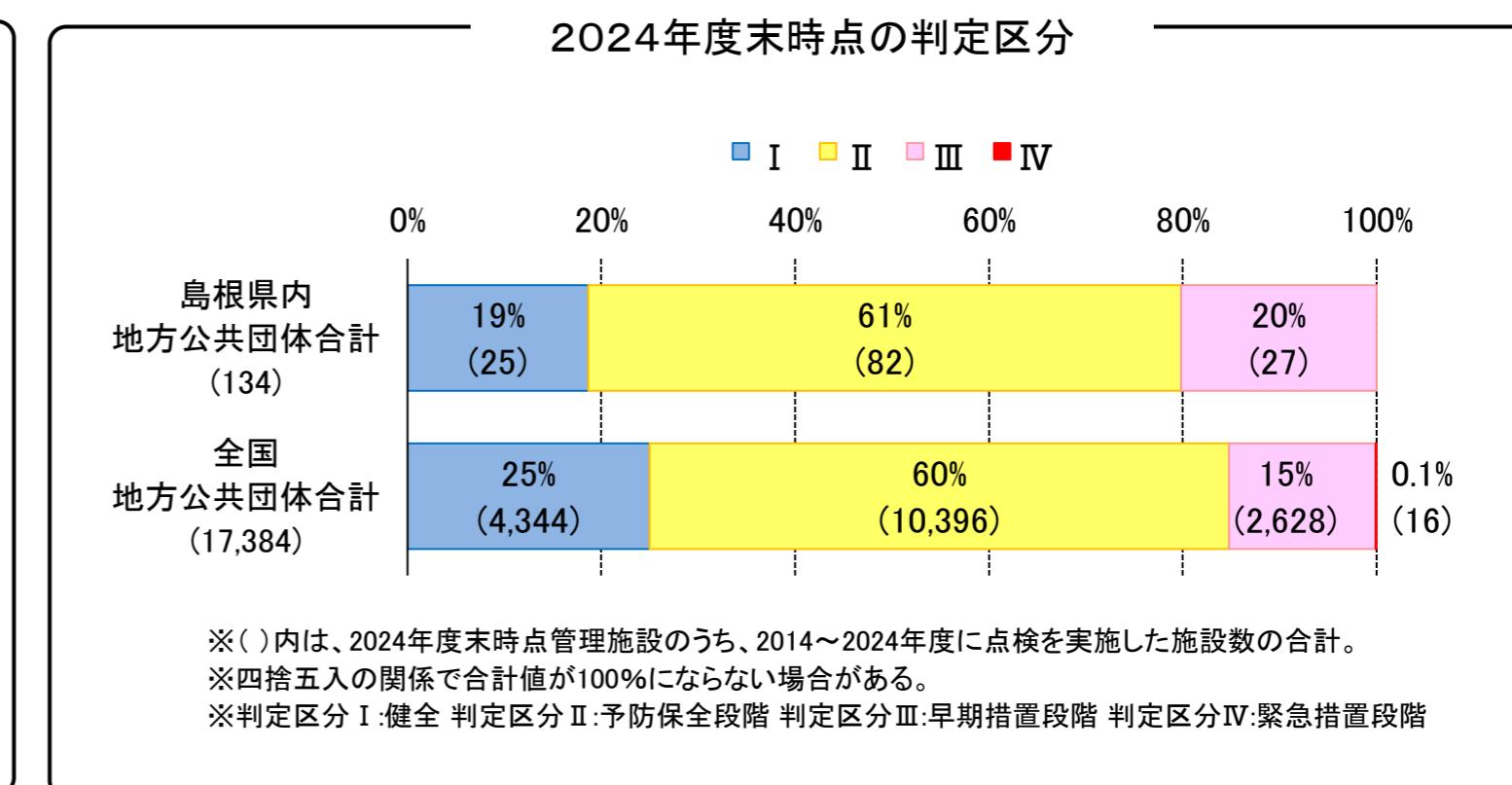
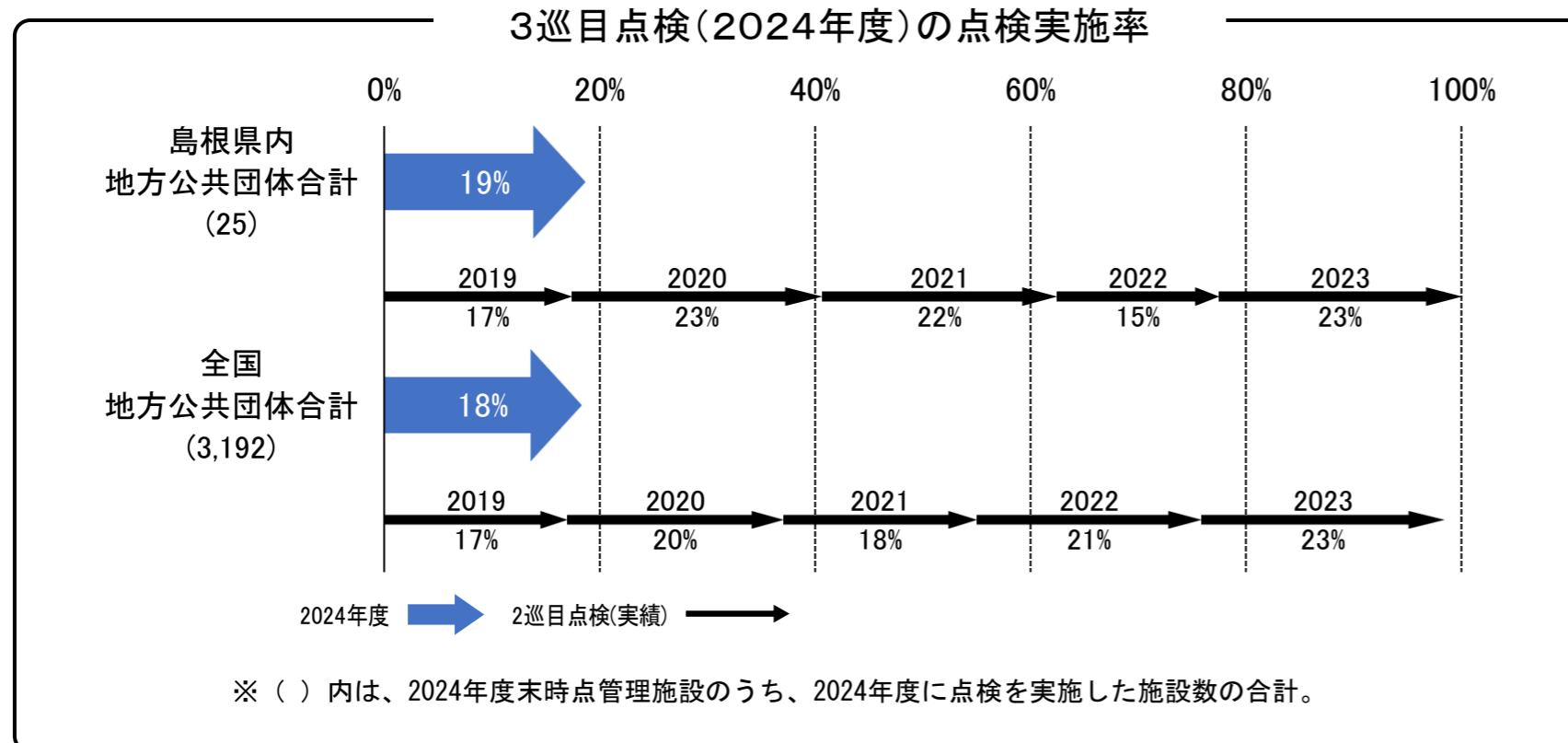
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの完了済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)
8	2 (25%)	2	0 (0%)	0
299	19 (6%)	19	4 (1%)	4

島根県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等:シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	
				昨年度からの完了済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)
島根県内 地方公共団体 合計	30	22 (73%)	2	15 (50%)	6
全国 地方公共団体 合計	2,743	1,766 (64%)	396	998 (36%)	339

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	
			昨年度からの完了済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)
1	0 (0%)	0	0 (0%)	0
346	34 (10%)	34	0 (0%)	0